4　原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定は、1に規定する調査が当該原産品の輸入の増加と重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた当該原産品の輸入の増加以外の要因が、同時に国内産業に損害を与えている場合には、当該要因による損害の責めを当該原産品の輸入の増加に帰してはならない。

第二・十五条　条件及び制限

1　一方の締約国は、二国間セーフガード措置に関し、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(a)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する前条に規定する調査を開始する場合

(b)　第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた当該原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(c)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(d)　漸進的な緩和のために二国間セーフガード措置を修正する決定を行う場合

2　1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該情報には、次の事項を含める。

(a)　1(a)に規定する場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品についての正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの号を含む。）、調査の対象となる期間及び調査の開始の日付

(b)　1(b)から(d)までに規定する場合における書面による通報については、第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた当該原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、ところうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品についての正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの号を含む。）、当該二国間セーフガード措置についての正確な説明（第二・十三条2(a)に規定する措置を選択しない根拠を含む。）並びに該当する場合には、当該二国間セーフガード措置についての導入し、延長し、又は修正しようとする日付及び予定適用期間並びに4に規定する漸進的な緩和のための予定表

3　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、前条に規定する調査から得られる情報及び1の規定に従って通報された情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、並びに次条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。二国間セーフガード措置を延長する場合には、関係する国内産業が調整を行っているという証拠も提供する。

4　二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、当該二国間セーフガード措置の適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができるが、延長を含めた合計の適用期間は、四年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

5　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

6　いずれの一方の締約国も、他方の締約国が同意しない限り、経過期間の満了の時を超えて、二国間セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

7　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

8　両締約国は、この協定の効力発生の日の後十年目の年に、この節の規定について必要に応じ見直しを行う。

9　1及び2に規定する書面による通報その他のこの節の規定に基づく両締約国の連絡については、英語又は日本語で行う。

第二・十六条　補償

1　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税に関する譲許について講ずることを約束することにより、相互に合意する貿易上の補償の適切な方法を提供する。

2　両締約国が前条3の規定に従って協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間であり、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、当該権利を行使することができる。

3　2に規定する譲許の適用を停止する権利を行使する一方の締約国は、少なくとも当該譲許の適用を停止する三十日前に他方の締約国に書面により通報する。

第二・十七条　暫定的な二国間セーフガード措置

1　遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、第二・四条の規定に従って関税を撤廃し、又は引き下げた結果として生じた他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えていること又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第二・十三条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2　一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

3　暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、第二・十四条及び第二・十五条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第二・十五条4に規定する適用期間に算入される。

4　第二・十五条7の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後一方の締約国が行う第二・十四条1に規定する調査により、他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第二・十八条　特定の農産品に関する特別セーフガード措置

1　締約国は、附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の当該締約国の表において「PS＊」又は「PS＊＊」を掲げた品目に分類される特定の農産品であって原産品であるものについての特別なセーフガード措置（以下「特別セーフガード措置」という。）を、同附属書の当該締約国の表に規定する条件の下においてのみ、とることができる。

2　締約国は、特別セーフガード措置をとるに当たり、第二・十三条2の規定の適用に代えて、次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで原産品の関税を引き上げることができる。

(a)　特別セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

(c)　附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の当該締約国の表に規定する基準税率